

役員退職慰労金規程

(総則)

第1条 この規程は、財団法人 福岡県すこやか健康事業団（以下「事業団」という）の常勤の理事及び監事（以下「役員」という）の退職慰労金について定める。

(退職慰労金の支給)

第2条 役員が退職したとき、又は役掌が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められたときには、この規程に基づき退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金は本人の不都合によって解任されたときはこれを支給しない。

(退職慰労金額の決定)

第3条 退職した役員に支給すべき退職慰労金は、この規程に基づき理事会が決定した額の範囲内とする。

(退職慰労金額の算出)

第4条 退職慰労金の額は、次の通りとする。

$$\text{退職慰労金額} = \text{退任時最終報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{退任時役位別倍率}$$

(報酬月額)

第5条 報酬月額とは、年俸の12分の1の額をいう。

2 使用人兼務役員の使用人分給与は、報酬月額に含まれないものとする。

(在任年数)

第6条 役員在任年数は1ヶ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

2 役員がその任期中に死亡し、またはやむを得ない理由により退職したときは、任期中の残存期間を在任期間に加算することができる。

(役位別倍率)

第7条 退職慰労金の役位別倍率は次の通りとする。

理事長	3.0
専務理事	2.5
常務理事	2.3
理 事	1.0
監 事	1.0

(特別功労金)

第8条 特に功績が顕著と認められる役員に対しては、理事会の決議により第4条により算出した金額に、原則として30%を超えない額を限度として特別功労金を加算することができる。

(特別減額)

第9条 退職役員のうち、在任中に特に重大な損害を事業団に与えた者に対しては第4条により算出した金額を減額し、又は支給しないことができる。

(支給時期)

第10条 退職慰労金の支給時期は、理事会の承認後3ヶ月以内とする。

(弔慰金)

第11条 役員が任期中に死亡したときは、理事会の決議に基づき、別途次の金額を弔慰金として支給することができる。

- (1) 業務上の死亡の場合 死亡時の報酬月額の36ヶ月分
- (2) その他の死亡の場合 死亡時の報酬月額の6ヶ月分

(死亡役員に対する退職慰労金等)

第12条 死亡した役員に対する退職慰労金及び弔慰金は遺族に支給する。

- 2 前項に規定する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(使用人兼務役員の取扱)

第13条 この規程により支給する退職慰労金には、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職金を含まない。

(非常勤役員の扱い)

第14条 非常勤の役員に対する扱いについては、別途理事会で決議することができる。

(規程の改正)

第15条 この規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。